

関係各位

2016年11月に公表されたサロン認証事業者に対する行政指導に関する報告

2016年12月28日

特定非営利活動法人

日本エステティック機構

理事長 福士 政広



時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

当機構は、2016年11月16日に公表された当機構が認証する当該サロン運営事業者（以下、「同事業者」という。）に対する労働基準監督署からの是正勧告について当機構の同事業者に対する求釈明及び改善要請の結果並びに当機構の同事業者への対応についてご報告申し上げます。

当機構は、直後に同事業者に対して状況説明を求めたところ、同事業者より11月18日及び11月24日に回答をいただき、当機構に設置しております認証判定委員会にて同事業者への対応を協議いたしました。

同事業者の対応については、公表時の11月16日時点ですでに同事業者は自社ホームページにて行政指導を受けた事実に関して報告済であり、また同事業者の対する当機構の説明要請に対しても、同事業者は、具体的な行政指導を受けた内容及びそれに対する対応及び今後の改善策につき文書にて説明をしております。

当機構認証判定委員会は、上記の同事業者の対応及び説明内容の検討を行った結果、同事業者に労働基準法に抵触する行為があったものの同事業者が意図的に違法行為をおこなっていたとは認められないこと、またすでに改善策に取り組み再発防止に努めていることなどを考慮し、当機構としては同事業者に対する処分を科さないことを決定いたしました。

なお、当機構は同事業者に対して本件の再発防止と改めてコンプライアンスの徹底を強く要請いたします。

今後ともサロン認証事業者を始めとして各認証を付与しているサロン運営事業者に対しましては、一層のコンプライアンスの徹底を要請してまいりますが、エステティック業界全体において消費者が安全で安心なサービスを受けられるために尽力してまいりますので、今後とも関係各位におかれましては、当機構の認証活動にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上